

## 垂井町LINE公式アカウント運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、垂井町ソーシャルメディア運用基準第3条第2号の規定に基づき、垂井町（以下「町」という。）が運用するLINE公式アカウント（以下「当アカウント」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運用管理)

第2条 当アカウントのアカウント名は「垂井町」とし、アカウントIDは@tarru\_\_townとする。

2 当アカウントの総括管理については企画調整課が行い、運用管理者は企画調整課長とする。

3 情報は、課等の単位で配信し、当該課等の長が情報発信の責任を負う。

4 情報は、執務時間内に配信する。ただし、災害発生時等の緊急を要する場合は、発信する内容に応じ、この限りでない。

(サービスの内容)

第3条 町が当アカウントにより提供するサービスは、次に掲げるものとする。

- (1) 災害時の緊急情報をはじめ、住民生活に特に影響を与える情報の配信
- (2) 自動応答メッセージの配信
- (3) 町ホームページへの誘導
- (4) 各課が提供するWebサービスなどとの連携
- (5) その他町長が必要と認める情報の配信

(意思決定)

第4条 情報の配信にあたっては、情報配信をする課等の長の承認を必要とする。

ただし、災害発生時等の緊急を要する場合は、発信する内容に応じ、この限りでない。

(メッセージ等への返答)

第5条 町は、当アカウントの利用者から投稿されたメッセージ等に対し、原則として個別の回答を行わないものとする。

(個人情報)

第6条 町は、個人情報（垂井町個人情報保護条例（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ）について、条例の規定に基づき、適切に取り扱うこととする。

2 町は、当事者の意思によるものを除くほか、当アカウントを通じて個人情報を収集しないものとする。

3 町は、当アカウントを通じて得た個人情報を、みだりに利用したり、公表したりしないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。  
(準用)
- 2 この要領は、メール配信について準用する。